

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成30年5月号 vol.43



GW前、この通信を書いています、新緑の綺麗な季節になりましたね。自宅の前のイチョウの木の葉っぱが少しずつ大きくなっていくのを見ると季節の移り変わりを実感します。

今年は連休の最初に、2年ぶりにゴーゴーハイクという夜通し歩くチャリティーイベントに参加します。約40キロ、睡魔との闘い。もぐもぐタイムだけが唯一の楽しみ(笑) 膝の調子もイマイチでどうなるか不安だらけですが、次号で結果を報告いたします。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

今回は税務調査でもとときどきあるお話し。経営者が知らない間に従業員が行った不正、例えば、仕入担当者が取引先からレポートをもらいこれを隠ぺいしていたというようなケース。調査の場ではどのような判断がなされるのでしょうか。

”従業員が行った行為も法人が行った行為と同一視されることも”

仕入先からのレポートが帳簿に計上されていない...

税務調査官は、取引先への反面調査でレポートの支払いを確認した上で調査に乗り出してくることが多いようです。経営者がこのレポートを隠ぺいしていた場合はもう救いようがありませんが、ときには仕入を任せていた従業員が着用しているケースも。

この場合、従業員の行為も法人の行為と認定されてしまうと

○収入の漏れについて追徴課税がされます。

○さらに、隠ぺいという罪に対して、重加算税という重い罰金(追徴税額の35%)が課税されます。

税務署の内部資料では、この重加算税を賦課できる場合として、「従業員であっても会社の主要な業務を任せ、長期にわたって不正や多額の不正など会社が通常の注意をすれば容易に発見できる不正行為を見逃してきた結果として生じたものは、会社の行為と同一視して賦課できる」されています。

不正の起きない内部管理体制づくりというものが求められます。

「今月の本の紹介」

「新・生産性立国論」

(デービッド・アトキンソン 著・東洋経済新報社)

ここ数年、お客さまと話をしていると、「人を採用しようとしても良い人材が集まらない」「最低賃金の上昇が経営を圧迫している」というような話題が多くなっています。

本書は、ややドラスチックな提言が多い感はありますが、経営者が生産性の向上に向けて本気で対処していく必要性を痛切に実感させる一冊でした。

日本の将来像、数字で見せられると怖くなりました。

「気まぐれ簡単レシピ」

<ひとくちがんも>

・木綿豆腐 1丁→しっかり水切り

・卵 1個、片栗粉 大2

・きくらげ 5枚→水で戻して千切り

・人参 5cm→千切り

・だし 1/2カップ、しょうゆ 小1、酒 小1 (A)

①(A)、きくらげ、人参を混ぜ軽く火を通す→汁気を切る

②ボウルに水を切った豆腐と①、卵、片栗粉を入れ、さっくり混ぜる。

③②を丸めて180℃の油で揚げる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所